

平成 20 年 5 月 27 日
文 部 科 学 省
農 林 水 産 省
経 済 産 業 省
国 土 交 通 省
環 境 省

海洋立国推進功労者表彰の創設について

文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省は、内閣官房総合海洋政策本部事務局の協力を得て「海洋立国推進功労者表彰」（内閣総理大臣表彰）を創設することを決めました。

本表彰は、昨年 7 月に施行された海洋基本法に基づき、国民のみなさまが海洋に関する理解を深めていただく契機とすることをねらいとして実施します。

今後、都道府県等からの推薦、有識者で構成される選考委員会の審査を経て受賞者を決定します。本年の授賞式は 7 月 18 日に行う予定です。

なお、表彰の概要は別紙 1、対象分野は別紙 2 のとおりです。

【問合せ先】

1 制度の趣旨・概要について

国土交通省海事局総務課

市岡、佐久間

TEL 03-5253-8111（内線 44403, 43142）

2 各対象分野の選考の考え方について

文部科学省研究開発局海洋地球課

山田、山本 TEL 03-5253-4111（内線 4459）

農林水産省水産庁漁政部企画課

中奥、片石 TEL 03-3502-8111（内線 6576）

経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部政策課

小泉、小山 TEL 03-3501-1511（内線 4631）

国土交通省 上記 1 参照

環境省地球環境局環境保全対策課

矢澤、齋藤 TEL 03-3581-3351（内線 6748）

海洋立国推進功労者表彰の概要

1 趣旨

海洋政策を強力に推進し新たな海洋立国日本の実現を図るためには、海洋に関する国民の理解の増進を図ることが不可欠であり、海洋基本法においても、国がそのための普及啓発活動等に取り組むべきことが規定されている。

このため、本年新たに「海洋立国推進功労者表彰」を設け、科学技術、水産、海事、環境など海洋に関する幅広い分野における普及啓発、学術・研究、産業振興等において顕著な功績を挙げた個人・団体を表彰し、その功績をたたえ広く世に知らしめることにより、国民が海洋に対する理解を深めていただく契機とする。

なお、本表彰は海洋基本法に基づく海洋基本計画にも位置づけられている。

2 表彰者

内閣総理大臣とする。

3 対象分野

科学技術、水産、海事、自然環境など海洋に関する幅広い分野での功績を対象とする（別紙2参照）。

4 実施省庁

文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省が、内閣官房総合海洋政策本部事務局の協力を得ながら実施する。

5 表彰者数

全体で8名以内とする（別紙2の「1 「海洋立国日本の推進に関する特別な功績」分野」については全体で4名以内、「2 「海洋に関する顕著な功績」分野」については部門ごとに1名以内とする）。

6 選考の方法

- (1) 候補者については、原則として、関係省庁、関係団体、地方公共団体の推薦によるものとする。
- (2) 有識者からなる中立的な選考委員会を設置し、受賞者の選考を行う。

7 表彰の実施日等

毎年、7月20日前後の「海の日」中央行事の際に表彰を行う。

また、受賞者には、中央及び地方における「海の日」の関連行事等に参画していただき、海洋に関する国民一般に対する普及啓発に協力していただく。

表彰の対象分野

1 「海洋立国日本の推進に関する特別な功績」分野

(担当：文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)

- (1) 「普及啓発・公益増進」部門
 - ・ 海洋に関する普及啓発・公益増進の著しい功績
- (2) 「科学技術・学術・研究・開発・技能」部門
 - ・ 海洋に関する優れて画期的な科学技術・学術・研究・開発・技能の成果
- (3) 「産業振興」部門
 - ・ 海洋に関する産業分野での優れて画期的な経営革新等
- (4) 「地域振興」部門
 - ・ 海洋に関する分野での優れて画期的な地域振興施策

2 「海洋に関する顕著な功績」分野

- (1) 「海洋に関する科学技術振興」部門 (担当：文部科学省)
 - ・ 海洋に関する科学技術分野での研究開発
- (2) 「水産振興」部門 (担当：農林水産省)
 - ・ 水産業の振興、水産分野の研究・技術開発
- (3) 「海事」部門 (担当：国土交通省)
 - ・ 海運、造船、船員、港湾、海上保安等海事関係事業の振興
- (4) 「自然環境保全」部門 (担当：環境省)
 - ・ 海洋に関する自然環境の保全